

## 1. 妊婦健康診査等について

### (1) 妊婦健康診査への公費負担の拡充について

妊婦健康診査については、このたび、第二次補正予算において、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、妊婦健診を必要な回数（14回程度）受けられるように、平成22年度までの間、地方財政措置されていない残りの9回分について、国庫補助、地方財政措置により2分の1ずつ支援することとしている（関連資料1（359頁））。

各都道府県におかれては、今年度内に基金にかかる条例等の制定を行い、本交付金によるものを含めた管下市町村における妊婦健康診査事業の公費負担が円滑に実施されるよう、迅速かつ適切な取組をお願いする。

また、里帰り先や助産所で受診した妊婦健康診査の費用についても、本交付金の交付の対象となることから、こうした場合においても公費助成が受けられるよう、引き続き、管下市町村への助言、指導等をお願いする。

### (2) 妊婦健康診査の受診及び早期の妊娠届出の勧奨について

妊婦健康診査の受診の勧奨及び早期の妊娠届出の励行については、従来より、適切かつ効果的な健康診査及び保健指導の推進をお願いしているところであるが、平成20年10月に厚生労働省において、既存の日本語版に加え、諸外国語版の啓発用デザインを作成し、ホームページに掲載したところである。各自治体におかれても、広報誌・ホームページへの掲載やリーフレットの作成、各種窓口での配布など、普及啓発にご活用いただくとともに、積極的な取組が図られるよう管下市町村への指導をお願いする。（関連資料2（361頁））

○リーフレット掲載ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-hoken10/index.html>